

地域密着型介護老人福祉施設における 地域交流スペースの活用の実態

ヤマナカ カツ オ コマツザキ ナ オ トウドウ ナオヤ
 山中 克夫*1 小松崎 麻緒*3 登藤 直弥*2
 ノグチ ダイ ウチダ タツジ イシカワ アイ
 野口 代*4 内田 達二*5 石川 愛*6

目的 本研究は多くの地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特養）に設置されている地域交流スペースの活用の実態を明らかにすることを目的とした。

方法 関東内の全地域密着型特養312施設を対象に郵送法による質問紙調査（平成29年7月～9月）を行い、返送された157件のうち完全無回答を除く155件を分析対象とした（有効回答率49.7%）。

結果 地域交流スペースを設置している施設は全体の72.9%であったが、十分活用していると回答した施設は12.9%であった。また、活用施設の利用回数（年間換算）の中央値は48回であり、分布は少ない方に偏っていた。活用用途の第1位は「入居者の交流を中心とした活動」（72.0%）であり、第2位は「施設の職員が参加する研修会や会議」（69.0%）であった。利用回数を目的変数とした重回帰分析では、併設・隣接の施設の種類（特別養護老人ホーム他）と活用用途の種類（介護予防、自治会の活動、地域のサークル活動や地域交流、入居者の交流）がプラスに影響し、立地（市）と他事業総数がマイナスに影響していた。独自な取り組みに関する自由回答では、子ども食堂をはじめ多くの例が挙げられた。活用促進のための周知方法では、「自治会や民生委員を通じて」（43.0%）が最も多く、次いで「特に何もしていない」（33.0%）が多かった。活用に関する意見（自由回答）では、特に利用回数が多い施設から、管理・運営上の問題（費用など）が指摘された。また、「あまり活用していない」「活用していない」と回答した施設に理由を尋ねたところ、「利用してくれる人がいない」が最も多く（63.6%）、次いで「普段の業務が忙しく余裕がない」（61.4%）が多かった。

結論 地域交流スペースは全体の約4分の3の施設に設置されていたが、全体的に利用回数が少なく、活用用途は施設内の活動が多く、地域に向けた活用が少ない実態が明らかにされた。活用していない理由からは、職員の忙しさ等から施設だけで活用を推進していくことには限界があり、また施設の立地や地域交流スペースの構造等を踏まえた活用が重要であると思われた。地域交流スペースは今後介護予防・生活支援の拠点他で活用が期待されるが、そのためには地域密着型サービス連絡会などを介して組織的に運営の指針を検討したり、実際の運営に関しても生活支援コーディネーターをはじめ外部連携が必要であると考えられた。

キーワード 地域密着型サービス、地域交流スペース、地域密着型介護老人福祉施設、地域支援事業、生活支援体制整備

*1 筑波大学人間系准教授 *2 同人間系助教 *3 同人間学群学群生 *4 東大阪大学短期大学部助教

*5 東京医療学院大学保健医療学部講師 *6 社会医療法人ベガサス馬場記念病院臨床心理部心理技術職

I 緒 言

地域密着型介護老人福祉施設（以下、地域密着型特養）は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の中でも、その市町村の住民のみが利用でき、小規模（定員が29名以下）で、より地域に密着したサービスである。設置基準の基本方針では、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行うことが述べられている¹⁾。また、特別養護老人ホーム全体の設備及び運営に関する基準においても、「地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない²⁾」と述べられているが、利用者が市町村の住民のみで地域や家庭との結びつきが重視されている地域密着型特養では、こうした地域交流が特に求められていると言えよう。

施設では利用者以外の地域住民が自由に出入りできるスペースを設けているところがあり、それらは「地域交流スペース」と呼ばれている³⁾。地域交流スペースについて、家高は施設機能の地域への開放という枠組みを超え、施設が地域住民と強く結びついていくことにつながる仕組みであると述べている³⁾。

介護保険法改正で地域密着型サービスの創設が提唱された平成18（2006）年には、こうした地域交流に関連するものとして、地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金が創設されている⁴⁾。この交付金について、宮島は地域住民の交流や活動の拠点（高齢者向けサロンや認知症カフェ、多世代交流施設、福祉作業所など）を計画的に整備するものであり、地域密着型サービスとともに有機的に広がる様々な拠点整備費であると述べている⁵⁾。

また、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会が行った地域密着型サービスを活用した自治体の戦略に関する調査研究では、地域密着型サービスを積極的に地域包括ケアのための町づくりに活用した大牟田市（福岡県）、山鹿市（熊本県）、霧島市（鹿児島県）の例が紹介さ

れている⁶⁾。そこでは、実際に地域交流スペースを介護予防拠点や高齢者サロンとして活用し、地域のネットワーク化に結びつけようとした事例が示されている。

平成27（2015）年には、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針の中で、生活支援体制整備事業や地域ケア会議に関わる事項が述べられた⁷⁾。前述の地域交流スペースは地域の互助、すなわち生活支援の一環として、地域サロンやコミュニティカフェ、健康づくり活動の場として、あるいは地域ケア会議を開催したりと、多様に活用できる可能性を有していると思われる。

しかし、これまでのところ、地域密着型特養の地域交流スペースの活用について広く実態を調査した例は見られない。前述の家高の調査³⁾も一市町村の設置率を述べているに過ぎず、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会の調査⁶⁾も特定の事例報告に留まっている。

そこで本研究では、地域密着型特養の多くに設置されている地域交流スペースの活用状況や独自の取り組みについて、広範囲の地区を対象に全体的に詳しく調査し、地域の生活支援等の活用の可能性を探ることを目的とした。

II 方 法

(1) 対象

関東地方に所在する全地域密着型特養312施設を対象とした。157施設から返送があり、そのうち完全無回答の2件を除く155件を分析対象とした（有効回答率49.7%）。調査時期は平成29年7月1日から同年9月30日であった。

(2) 調査方法

郵送法による質問紙調査を行った。依頼状ではまず研究の趣旨を伝え、協力は自由意志によるものであり、協力しなくとも不利益は一切生じないことや、無記名式の回答であり、回答をもって協力に同意したとみなすこと等を説明した上で回答を得た。

(3) 調査項目

地域交流スペースに関する項目は、まず地域交流スペースの設置の有無を尋ね、設置していない施設には、その理由（複数回答）を質問した。また、設置している場合には、所在の市町村の種別（政令指定都市・特別区、市、町村）や人口、同じ法人内で併設・隣接する他事業の有無や種類、地域交流スペースの運営体制について尋ねた。そのうえで活用の程度（十分活用している、どちらかと言えば活用している、あまり活用していない、活用していないの4件法）、利用回数、活用の利点（とてもそう思う、どちらかと言えばそう思う、あまりそう思わない、そう思わないの4件法、複数回答）を尋ねた。そして、実際に活用している施設に対して用途（複数回答、最も活用している用途も記入）、独自の取り組み（自由回答による記述）、利用促進のための周知方法（複数回答）を尋ねた。さらにあまり活用していない、および活用していない場合にはその理由（複数回答）と、今後活用してみたいこと（複数回答）を尋ねた。最後に地域交流スペース活用に対する意見（自由回答による記述）を尋ねた。なお、これらの設問や回答の選択肢は、事前に行った予備研究をもとに作成した。

(4) 分析方法

各項目について単純集計を行った。なお「その他」の回答が10件以上みられた設問については、結果の表に具体的分類を示した。また、年間換算の利用回数（目的変数）を予測する要因を明らかにするために重回帰分析を行った。この分析では何らかの活用がみられた100施設を対象とし、立地情報、併設・隣接する他事業の情報、活用用途、周知の方法を説明変数とした。また、利用回数について、回答のしやすさから、各施設に週、月、年単位のいずれかで答えてもらったが、分析ではたとえば週あたりの回答であれば、1カ月を4週とし、さらにそれを12カ月に換算し、年間の利用回数にそろえた。そのうえで、分布仮定を満たすように目的変数を対数変換し、分布が正規分布に近いことを確認し

分析を行った。変数選択にあたっては赤池の情報量規準（AIC）でモデル間の比較を系統的に行い、投入する変数群は最もAICが小さくなるモデル（変数群）を選択した。結果では全体の決定係数を示し、考察では目的変数に対し有意（両側5%水準）な影響がみられた説明変数に加え、有意傾向（両側10%水準）がみられた説明変数についても論じた。統計解析ソフトはR3.6.3を用いた。

(5) 倫理的配慮

調査の実施に先立ち、筑波大学人間系研究倫理委員会の審査を受けた。その結果、調査対象が「人」ではなく、「施設」であるという理由から「非該当」と判断された。

Ⅲ 結 果

(1) 地域交流スペースの設置状況、活用の程度・利用回数等

表1は協力施設の地域交流スペースの設置状況と設置施設の特徴を示している。ここにみられるように、地域交流スペースを設置している施設は全体の72.9%であった。しかし、活用の程度について、十分活用していると回答した施設は全体の12.9%であった。

設置施設の特徴について、まず市区町村でみた場合、その83.2%が市に立地しており、人口レベルでは5万以上20万未満、つまり中核都市（20万以上50万未満）ではなく、比較的人口の少ない市に立地している施設が最も多かった（37.2%）。運営担当者は施設長（施設管理者、76.1%）、次いで職員（32.7%）が多く、裁量権の保有者は施設長（66.4%）、次いで法人の代表（21.2%）が多かった。活用の利点に関しては、表1に「とてもそう思う」と「どちらかと言えばそう思う」を合わせた割合を示しているが、第1位、第2位はそれぞれ「地域の人とつながりができる」（90.3%）、「地域の人に施設の存在を知ってもらえる」（89.4%）であった。

また、活用していないおよび設置していない

施設を除く、つまり何らかの活用をしている施設に対し、利用回数を尋ねたところ、年間換算の中央値、最頻値はいずれも48回であり、最小値、最大値はそれぞれ1回、720回であった。25%、75%のパーセンタイルはそれぞれ24回、96回であり分布は少ないほうに偏っていたが、最大値からわかるように1日に2回利用している施設もみられた。

表1 協力施設の特徴等

	(単位 件)	
	N	%
地域交流スペースの設置および活用の程度 (N=155)		
設置している	113	72.9
(内訳)		
十分活用している	20	12.9
どちらかと言えば活用している	49	31.6
あまり活用していない	31	20.0
活用していない	13	8.4
設置していない	42	27.1
設置施設の立地 (N=113)		
政令指定都市・特別区	9	8.0
市	94	83.2
町村	10	8.8
人口レベル (N=113)		
5万未満	18	15.9
5万以上20万未満	42	37.2
20万以上50万未満	25	22.1
50万以上	17	15.0
無回答	11	9.7
運営担当者 ¹⁾ (N=113 複数回答)		
法人の代表	27(24)	23.9(21.2)
施設長(施設管理者)	86(75)	76.1(66.4)
拠点管理者	23(13)	20.4(11.5)
職員	37(14)	32.7(12.4)
その他	1(1)	0.9(0.9)
併設・隣接の他事業 (N=113 複数回答)		
特別養護老人ホーム	37	32.7
老人保健施設	5	4.4
グループホーム	15	13.3
サービス付高齢者住宅・有料老人ホーム	14	12.4
養護老人ホーム	3	2.7
通所サービス	69	61.1
ショートステイ	27	23.9
訪問サービス	10	8.8
地域包括支援センター	10	8.8
その他(保育園など)	6	5.3
活用の利点 (N=113 複数回答)		
地域の人とのつながりができる	102	90.3
地域の人に施設の存在を知ってもらえる	101	89.4
地域の人に施設がより身近なものになる	100	88.5
入居者と地域の人と交流できる	99	87.6
入居者同士が交流できる	92	81.4
地域の支え合いや助け合いに役立つ	90	79.6
職員の研修に役立つ	88	77.9
地域のネットワーク作りのきっかけとなる	80	70.8
地域のさまざまな活動の拠点になる	74	65.5
その他	9	8.0

注 1) カッコ内は裁量権有

(2) 地域交流スペースの活用用途等の現状

表2は何らかの活用がみられる施設に対し、実際の活用用途(複数回答)を尋ねた結果を示している。このうち最も多かった回答は「入居者の交流を中心とした活動」であり、次いで「施設の職員が参加する研修会や会議」が多く、どちらも全体の約7割を占めた。第3位は「施設外部の人が参加する研修会や会議」であり約半数を占めた。しかし、「介護予防を目的とした活動」「地域サークルや地域交流を目的とした活動」「入居者の家族による活動」「自治会の活動」を行っている施設は全体の3割程度に留まった。

また、同様の対象に活用促進のための周知方法を尋ねたところ、自治会や民生委員を通じたもの(43.0%)が最も多く、次いで特に何もしていない(33.0%)という回答が多かった。

なお、独自でユニークな取り組み(自由回答)に関しては、15施設から27件の回答を得た。内容は表2の活用用途を詳しく説明したものであり、そのうち15件が「地域サークルや地域交流を目的とした活動」に関するものであった。その中には、「子ども食堂を開催したり、子どもの勉強を大学生や退職校長にみてもらっている」「市内の特養で持ち回りのシニア・ファッションショーの開催」といったユニークな取り組みや、「認知症カフェを運営し、日曜以外に利用してもらっている」などの熱心な活用に関する記述もみられた。次に多かった回答は、「介護予防を目的とした活動」(4件)の具体的内容に関するものであった。

(3) 地域交流スペースを活用していない、設置していない理由

表3は地域交流スペースの活用状況で、「あまり活用していない」「活用していない」と回答した施設を対象に活用していない理由について尋ねた結果を示している。このうち最も多かった回答は「利用してくれる人がいない」(63.6%)であり、次いで「普段の業務が忙しく余裕がない」(61.4%)が挙げられた。

さらに今後実践したい活用例について尋ねたところ、1位は「地域サークルや地域交流を目的とした活動」(72.7%)であり、2位は「入居者の交流を中心とした活動」(63.6%)であった。一方、地域交流スペースを設置していない施設にその理由を尋ねると(同じく表3)、「設備基準上必須のものではない」が最も多く半数強を占めた。

(4) その他の意見

その他の意見(自由回答)では19施設から23件の回答を得た。それらを分類すると、十分活用している現状の報告や今後活用を検討していきたいという前向きな意見が8件みられ、残りの15件は活用上の問題点に関するものであった。問題点として挙げられたのは、管理・運営上の問題(管理、電気代、メンテナンス・清掃、人手等)

表2 地域交流スペースの活用状況

(単位 件)

	N	%
活用用途 ¹⁾ (N=100 複数回答)		
入居者の交流を中心とした活動(例:レクリエーション)	72(22)	72.0(22.0)
施設の職員が参加する研修会や会議(例:職員の定例会)	69(18)	69.0(18.0)
施設外部の人が参加する研修会や会議(例:地域ケア会議)	53(5)	53.0(5.0)
介護予防を目的とした活動(例:介護予防のための健康活動)	36(9)	36.0(9.0)
地域サークルや地域交流を目的とした活動(例:趣味の講座)	35(12)	35.0(12.0)
入居者の家族による活動(例:家族と入居者との面会、家族会)	32(4)	32.0(4.0)
自治会の活動(例:餅つきなどの季節の行事)	27(0)	27.0(0.0)
その他	11(0)	11.0(0.0)
(内訳 複数回答)		
ボランティアの控室として	2	
来客の応接間として	2	
職員の子どもの学童・託児場所として	2	
歯科検診の場所として	1	
入居者を対象とした訪問販売の場所として	1	
不明・未記入	3	
周知の方法(N=100 複数回答)		
自治会や民生委員を通じて	43	43.0
特に何もしてない	33	33.0
施設の広報誌を通じて	30	30.0
回覧板や町内紙を通じて	23	23.0
市町村の機関を通じて	17	17.0
施設のウェブサイトを通じて	12	12.0
その他	4	4.0

注 1) カッコ内は最も活用している割合

表3 地域交流スペースを活用していない及び設置していない理由等

(単位 件)

	N	%
活用していない理由 ¹⁾ (N=44 複数回答)		
利用してくれる人がいない	28	63.6
普段の業務が忙しく余裕がない	27	61.4
どう周知したらいいかわからない	23	52.3
どんな目的で活用したらいいかわからない	15	34.1
施設外部の人が利用すると感染症の恐れがある	9	20.5
施設外部の人の利用は防犯上よくない	8	18.2
運営の手続き上で利用しにくい点がある	7	15.9
特に利用する必要がない	5	11.4
その他	13	29.5
(内訳 複数回答)		
スペースの狭さや構造的な使いづらさの問題	6	
アクセス上の問題(駐車スペースが少ない、街中がない)	2	
他の目的で利用してしまっている	2	
開設したばかりでまだ利用していない	2	
管理のしづらさの問題	1	
他のスペースを交流スペースとして利用している	1	
理由が無記入	2	
今後実践したい活用例 ¹⁾ (N=44 複数回答)		
地域サークルや地域交流を目的とした活動	32	72.7
入居者の交流を中心とした活動	28	63.6
入居者の家族による活動	23	52.3
施設外部の人が参加する研修会や会議	20	45.5
自治会の活動	19	43.2
介護予防を目的とした活動	18	40.9
施設の職員が参加する研修会や会議	18	40.9
その他	2	4.5
地域交流スペースを設置していない理由(N=42 複数回答)		
設備基準上必須のものではない	23	54.8
併設の施設に別のパブリックスペースがある	13	31.0
予算面などの経営上の方針	8	19.0
その他	13	31.0
(内訳 複数回答)		
制度改正によりサービスの種別変更のみ行った	5	
スペースを確保できない	5	
他スペースを活用している	2	
アクセスの問題	1	

注 1) 活用していない、あまり活用していない施設

(4件), 立地やスペースの問題(人が集まりにくい農村地帯である, 構造や広さの面から活用しづらい等)

(4件), 入居者に与える不利益(騒音や感染の心配等)(3件), スペースの活用だけではなく施設を地域に認識してもらう努力の必要性(1件), そもそも地域密着型特養で地域交流やそのためのスペース設置が難しいといった否定的な意見(3件)であった。

(5) 利用回数に関わる要因分析

表4は利用回数の要因に関する重回帰分析の結果を示している。決定係数は0.43であった。最終的なモデルに投入された変数の中で有意または有意傾向のプラスの影響がみられたものは併設・隣接の他事業の「特別養護老人ホーム」「老人保健施設」「サービス付き高齢者住宅・有料老人ホーム」、活用用途の「介護予防を目的とした活動」「自治会の活動」「地域サークルや地域交流を目的とした活動」「入居者の交流を中心とした活動」であり、マイナスの影響がみられたものは立地の「市」と併設・隣接の「他事業総数」であった。

IV 考 察

これまで地域密着型特養の地域交流スペースの活用に関する調査は、一市町村の調査報告や特定の事例報告に留まっていた³⁾⁶⁾。しかし、本研究では関東全域の施設を対象とし、その実態を把握することができた。

(1) 活用状況と利用回数の促進要因

地域交流スペースは全体の約4分の3の施設

表4 利用回数を目的変数とした重回帰分析の結果

	偏回帰係数の推定値	標準誤差	t 値	p
切片	3.25	0.44	7.43	0.000***
立地				
市	-0.68	0.32	-2.12	0.038*
併設・隣接の他事業				
特別養護老人ホーム	0.75	0.31	2.42	0.018*
老人保健施設	1.31	0.60	2.20	0.031*
サービス付き高齢者住宅・有料老人ホーム	0.62	0.36	1.73	0.088 †
他事業総数(併設および隣接)	-0.35	0.12	-3.05	0.003**
併設事業数	0.19	0.11	1.62	0.110
活用用途				
介護予防を目的とした活動	0.42	0.18	2.29	0.025*
自治会の活動	0.78	0.27	2.86	0.006**
地域サークルや地域交流を目的とした活動	0.50	0.17	2.88	0.005**
入居者の交流を中心とした活動	0.41	0.17	2.43	0.018*
施設の職員が参加する研修会や会議	0.24	0.18	1.31	0.196
周知の方法				
市町村の機関を通じて	-0.44	0.32	-1.38	0.173
特に何もしてない	0.35	0.26	1.36	0.178
その他	0.99	0.61	1.63	0.109
決定係数 (R ²)	0.43			

注 ***p<0.001, **p<0.01, *p<0.05, †p<0.10

に設置されていた。しかし、十分活用していると回答した施設は全体の約13%に留まった。何らかの活用をしている施設の利用回数(年間換算)の中央値と最頻値(約50回)からは、週1回程度の活用が最も一般的であると思われた。重回帰分析からは、利用回数には実質的な地域交流を示す3つの活用用途(地域サークルや地域交流, 自治会, 介護予防の活動)や、利用者同士の交流の活用用途に加え特別養護老人ホーム等の施設が併設・隣接している点がプラスに影響していることが明らかにされた。これらの結果に関して、前者は地域交流スペースを本来的な地域交流に積極的に活用し、後者は行事やイベントを同じ法人内の他施設と共同で開催し、利用者を地域交流スペースに集め交流を図っていることから、利用回数が多くなっていると考えられた。

また、中には地域交流スペースをほぼ毎日活用している施設もみられた。自由回答ではそうした熱心な活用の様子が見えたとともに、子ども食堂やシニア・ファッションショーなどの地域に向けた独自の取り組みも明らかにされた。しかし、表2の活用用途の結果からは、「入居者の交流を中心とした活動」「施設の職員の研修会や会議」と、施設内の対象者や事柄

に関する活用が上位を占めた。その他の記述でも、職員の子どもの学童・託児場所として活用し、職員獲得につなげるといった施設・職員に資する活用使途がみられた。

(2) 活用していない理由と利用回数の抑制要因

表1の地域交流スペース活用の利点では、約90%の施設が地域とのつながりに関する事柄を挙げていたが、表2の実際の使途では施設内での活用が上位を占めた。一方、表3の活用していない理由で上位を占めたのは利用してくれる人がいない、普段の業務が忙しく余裕がない、どう周知していいかわからないという理由であり、さらに表2の周知の方法では特に何もしていないという回答が第2位であった。これらを総合すると、①現場では多忙さから日頃の業務が優先され地域交流スペースの活用に意識を向けづらい、②利用者を増やそうにも周知の手立てが思い浮かばず、考える余裕もない状況が推察できる。

また、外部利用による感染症の恐れを挙げた施設が約20%あったことも無視できない。インフルエンザ等が流行する時期であれば、施設は部外者との面会・交流を制限せざるを得ない。自由回答でも、感染の恐れは騒音の点とともに、入居者に与える不利益として具体的な記述がみられた。さらに自由回答では、人が集まりにくい立地条件やスペースの構造や広さの問題に加え、積極的活用にもなう管理・運営上の問題も指摘されていた。

加えて重回帰分析の結果では、利用回数に立地の「市」と併設・隣接の「他事業総数」がマイナスに影響していた。この理由として、立地的にスペースを比較的確保しやすく、介護の需要も高い市においてさまざまな事業を展開している法人では、たとえば他の通所サービスの休日を認知症カフェに利用するなどの機能分화가生じ、地域交流スペースの利用が抑制されている可能性が考えられた。

(3) 今後どのようにしていったらよいのか

現在、福祉バスや福祉タクシーが不足してい

る地域では、自治体や社会福祉協議会が協力し、介護施設で送迎以外の時間帯で利用されていない福祉車両を活用する試みが行われている⁸⁾。このように地域内で利用できるリソースを生活支援に用いていくことは重要な視点であり、同様の意味で地域交流スペースの活用も重要である。しかし、前節の活用していない理由や周知できていない現状を考えれば、各施設の職員だけで活用を推進していくには限界がある。この点を打開していくためには、地域密着型サービス連絡会などを介し、組織的に運営指針を検討する必要があるだろう。たとえばそうした指針には、①手指消毒、清掃、騒音対策、電気代などの費用の在り方他の利用に関するルール作り、②各施設の地域交流スペースの特徴（広さ、構造、プロパティ、駐車台数他）の把握、③そうした情報を踏まえた周知などが考えられる。また市町村の保健、福祉、教育などの委員会と連絡を取り合うことで、各領域の活動拠点として地域交流スペースのニーズも把握できる。さらに地域内の全施設の地域交流スペースの活用状況を把握できれば、開催曜日や内容が集中することを避けることができるだろう。加えて今回の研究で得られたような独自の活用や積極的活用の事例について情報共有できれば、さらなる活用促進につながると考えられる。

緒言で述べたとおり、地域支援事業の1つとして、現在各地域では生活支援体制整備が行われており、圏域ごとに生活支援コーディネーターを配置することになっている⁹⁾。超高齢社会の日本では、地域のインフォーマルな助け合いや結びつきがますます重要となるであろう。そうした拠点として地域交流スペースを活用していくならば、地域密着型サービス連絡会と生活支援体制整備の協議体が話し合い、生活支援コーディネーター等と外部連携していくのも一案である。また、今後も活用の手立てや工夫に困っている施設のためには、独自あるいは積極的活用の調査を続け、それらをインターネットで情報公開することが有効であると考えられた。

謝辞

本研究の遂行にあたり、情報提供やご助言をいただいた社会福祉法人愛信会特別養護老人ホームくきの里の芥川知己様、全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会の山越孝浩様、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課の中村光輝様、ならびに調査にご協力いただいた施設の皆様に心より御礼申し上げます。

付記

本報告の一部は、日本老年社会学会第60回大会で発表を行った。

文献

- 1) 厚生労働省. 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準. 第7章第1節第130条第3項 (平成18年3月14日 厚生労働省令第34号/最終改正:平成30年3月22日 平成30年厚生労働省令第30号) (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82aa7858&dataType=0&pageNo=1) 2020.3.25.
- 2) 厚生労働省. 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準. 第2章第30条 (平成11年3月31日 厚生省令第46号/最終改正:平成30年1月18日 厚生労働省令第4号) (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82999413&dataType=0&pageNo=1) 2020.3.25.
- 3) 家高将明. 地域交流スペースについて考える. 介護リーダー 2006;10(6):60-4.
- 4) 厚生労働省. 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の実施について. (平成24年7月17日 厚生労働省発老0717第2号/最終改正:平成31年3月11日 厚生労働省発老 0311第1号) (https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/kenko_fukushi/000093537.pdf) 2020.3.25.
- 5) 宮島渡. 地域密着型サービスの課題と展望. Geriatric Medicine 2014;52(1):29-32.
- 6) 特定非営利活動法人 全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会. 地域密着型サービスを活用した自治体の戦略に関する調査研究報告書. しょうきぼどっとねっと (http://www.shoukibo.net/roken_jigy/pdf/H24_01_houkoku.pdf) 2020.3.22.
- 7) 厚生労働省. 介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針. (平成27年3月31日 厚生労働省告示第196号) (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00009460&dataType=0&pageNo=1) 2020.3.25.
- 8) 千葉県社会福祉協議会. 買物支援サービス事業 (http://www.chibakenshakyo.com/13tiiki_forum/ichioshi_h28/jigy_001_chibashi.pdf) 2020.3.22.
- 9) 厚生労働省. 地域支援事業の実施について. 別紙 地域支援事業実施要綱 (平成18年6月9日 老発第0609001号) (https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb6317&dataType=1&pageNo=1) 2020.7.22.